

高齢者の認知機能低下に備えた資産管理

今後、高齢者の認知症患者の増加が見込まれるなか、保有資産を適切に管理・活用できるかが課題になっている。家族信託や成年後見制度、民間サービスによる支援策はあるものの、それらの利用はまだ限定的であり、金融機関、政府、地域などさまざまな面で、利用向上に向けた取り組みが求められる。

下田 裕介

調査部金融リサーチセンター
主任研究員

高齢者の認知症患者増加と 金銭面への影響

わが国では高齢化の進展に伴い、65歳以上の認知症患者が増加しており、2040年には高齢者の約3人に1人が、何らかの認知機能低下の症状を抱えると予想されている。同時に、長寿化や家族形態の変化から、高齢者を支える配偶者や子どもが減少し、身寄りのない高齢者も増加している。

一方で、認知症と思わしき状態だと金融機関から判断されると、預けている資産が凍結されるおそれがある。さらに、判断能力が低下した高齢者が、特殊詐欺の被害に巻き込まれる事例も増えている。高齢者がほかの世代と比べて多額の金融資産を保有するなか、こうした高齢者の資産を適切に管理・活用するための取り組みが強く求められている。

高齢者の資産を守る対応策

わが国では、認知機能が低下した高齢者の資産を守るため、弁護士や司法書士などのサポートのもと利用できる制度が存在する。具体的には、民事信託の1つである「家族信託」と、家庭裁判所の監督のもと第三者に財産管理を委ねる成年後見制度（「任意後見」と「法定後見」）が挙げられる（図表）。これらは、本人以外の者が財産を管理するという共通の特徴を持つ一

方、家族信託や任意後見は契約時に本人の判断能力を必要とするのに対し、法定後見は判断能力の低下時に裁判所の判断で開始されるなど、違いも存在する。

また、高齢者の資産を守るためのサービスとして、金融機関や民間団体が提供するものもある。例えば、「代理人キャッシュカード」、「資産承継信託」、「日常生活自立支援事業」などがあり、これらは家族信託や成年後見制度と比べて、手続き面や費用面でより手軽に利用できるサービスとなっている。

制度・サービスの課題と解決の方向性

もっとも、こうした制度・サービスは、現状では十分に利用されているとはいいがたく、今後は利用向上に向けて、以下に示すような対応が求められる。

まず、金融機関は、認知機能が低下した高齢者やその代理人へのサービスについて、業界全体で共通したガイドラインを定めることが有効となる。現状、全国銀行協会は一定の指針を示しているものの、各銀行に一律の対応を求めている*1。そのため、家族が代理で資金を引き出せる銀行と引き出せない銀行があるといった混乱が現場にはあり、その解消が急がれる。同様に証券業界でも、高齢者への販売ルールの徹底に加え、投資の“終活”に備えたサービス開発などが求められる。

また、政府の対応としては、成年後見制度の改善を図る必要がある。例えば、法定後見では、本人の判断

図表 家族信託、成年後見制度の概要

	家族信託	成年後見制度	
		任意後見	法定後見
契約時の本人の判断能力	あり	あり	低下
財産管理者	契約をした受託者 (親族など信頼できる人)	契約をした任意後見人 (親族なども可)	家裁が選任した法定後見人 (司法書士や弁護士など)
開始時期	信託契約締結時	判断能力が低下し、 家裁へ申し立てた後	判断能力が低下し、家族などの 申し立てで後見人が専任された時
財産管理の範囲	信託財産の 管理契約で決定	財産管理契約で決定	すべての財産管理
財産の運用・処分	自由に運用・処分が可	財産維持が原則／家裁の許可不要	財産維持が原則／自宅売却は家裁の許可必要
取消権	なし	なし	あり
報酬	原則なし(自由に設定)	契約で自由に設定可(親族なら報酬なしも)	月額2万～6万円(弁護士が後見人になった場合)

出所：C O P 共済「親子でトクする老後のなし ②高齢の親の財産管理法」(https://coopkyosai.coop/about/lpa/column/fp_240719_01.html、2025年12月9日アクセス)、家族信託の「おやとこ」「家族信託と成年後見の違いは？どちらを使うべき？」(https://trinity-tech.co.jp/oyatoko/column/13/、2025年12月9日アクセス)、各種報道を基に日本総研作成

能力が回復しない限り制度の利用をやめられないなど、使い勝手の悪さが指摘されている。現在、法制審議会では2026年度の法改正を目指しているが^{*2}、高齢者本人や家族のニーズにきめ細かく対応できるよう制度を改め、利用を促すためにさらに議論を重ねていくことが求められる。

さらに、高齢者の資産管理の担い手の層を厚くする必要がある。通常、親族や専門家が資産の管理者となるが、身寄りのない高齢者が増えるなか、地域の一般市民による「市民後見人」の活用が期待される。もっとも、市民後見人は報酬なしのケースが多く、やりがいにも頼る面が大きいなど、普及に向けた課題は多い。例えば、自治体の補助のもと仕事に見合った報酬を支払うなどして、市民後見人の選任を積極的に進めるべきである。また、金融機関以外の民間企業が担い手となり、資産管理のサービスを提供することも一案である。

そして、高齢者の不安にワンストップサービスで応える仕組みが求められる。高齢者やその親族が抱える不安は、本人の認知機能が低下した後の資産管理に加え、普段の生活支援、医療・介護など多岐にわたる。自治体や金融機関などが連携して一元的な窓口を設置し、そこで認知機能の低下に備えた制度やサービスをまとめて、かつ適切に紹介・提供できるような体制を整えていくべきである。

おわりに

わが国では今後、認知機能が低下する高齢者が増える一方、高齢者を支える担い手は減少が見込まれる。現状、高齢者の資産を管理する制度やサービスは存在するものの、こうした構造変化への対応は道半ばである。保有する資産を、自身が希望する、納得する形で活用し、老後の生活を豊かに送ることができるよう、さらなる改善が望まれる。X

*1 全国銀行協会が2021年2月に公表した指針では、「銀行預金などは本人の資産であり、払い出す場合は預金者本人の意思確認が必要となるため、基本的には家族でも払い出すことはできない」としつつも、認知機能が低下した顧客に対しては銀行が柔軟に対応する必要があると指摘している。

*2 2025年6月に公表された中間試案では、原則、被後見人が亡くなるまで継続され利用をやめられないことや、本人の自己決定が必要以上に制限されることを改善する案などが盛り込まれている。

Profile

下田 裕介

(しもだ・ゆうすけ)

2005年三井住友銀行入行。06年日本経済研究センターへ出向後、08年日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター。17年三井住友銀行経営企画部金融調査室(兼務)。22年調査部金融リサーチセンター。専門は内外マクロ経済、金融調査。

